

10月24日(日)は 浦安市長選挙の 投票日です



市長選挙は、今後の市政の方向を決める重要な選挙です。棄権することなく、必ず投票しましょう。投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票をしましょう。
【問】選挙管理委員会

時 10月24日(日) 午前7時～午後8時

所 指定された投票所
※指定された投票所以外では投票できません

投票に関して

投票できるのは右のすべての要件に当てはまり、浦安市の選挙人名簿に登録されている方です。市外へ転出した方は投票できません。

- 日本国民である
- 平成2年10月25日までに生まれた
- 平成22年7月16日までに浦安市に転入届を提出した方または住民票が作成された方で、引き続き3カ月以上、浦安市の住民基本台帳に登録されている

投票日に投票できる方

市内で転居した方は届出日によって投票場所が変わります

- 平成22年10月7日(休)までに転居の届け出をした方→新しい住所地の投票所で投票
- 平成22年10月8日(金)以降に転居の届け出をした方→前の住所地の投票所で投票

投票所入場整理券は10月13日に発送します

投票所入場整理券は、選挙人名簿に登録されている住所あてに送付していますが、この入場整理券は転送をすることはありません。

これは、名簿と異なる場所に住んでいると投票資格がなくなるケースがあるので、本来は整理券を届けるべきではない方に入場整理券を発送してしまわないようにするためです。さらに、郵便物の転送は本人でなくても依頼することができるため、他人が転送届を出して整理券を不正に入手することを防ぐ意味もあります。

また、郵便事情などで届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その際は本人確認ができるものをお持ちください。

投票日に投票できない方

期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票の際は、投票日に投票所へ行くことができない旨の宣誓書を記入する必要があります。

- 【時】10月18日(月)～23日(土)午前8時30分～午後8時
- 【所】市役所第3庁舎2階、中央公民館、市民プラザ

ほかの市町村での不在者投票

仕事などでほかの市町村に滞在中の方は、滞在先で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに浦安市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。入院・入

所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、下記の要件に当てはまる方や、介護保険法「要介護5」の認定を受けている方は、郵便などで不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	——
両下肢・体幹の障がい	——	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	——
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

候補者などの情報

選挙公報

10月20日(水)の朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売新聞の朝刊に折り込む予定です。これらの新聞を購読していない方などは、公共施設や金融機関などに選挙公報ボックスを設置しますので、利用してください。

公営ポスター掲示場

公営ポスター掲示場は市内226カ所に設置します。掲示場の前に車を駐車したり、物を置いたりしないでください。

10月1日は
なんの日?

10月1日は 国勢調査 の日です

ご回答を
お願いします

調査票は、10月1日現在で記入してください。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象になります。調査票が届いたら、黒鉛筆を使って回答してください。調査項目は、世帯員についての15項目(男女の別、出生の年月、就業状況など)と世帯についての5項目(世帯員の数、住居の種類など)です。記入した調査票は、10月7日(休)までに、同封のオレンジ色の郵送提出用封筒で、市へ郵送するか、直接、調査員に渡してください。



【問】調査票の書き方について＝国勢調査コールセンター☎0570・01・2010
(IP電話・PHSの場合☎03・6738・6677)
調査票の追加など＝浦安市国勢調査実施本部☎351・5946